

平成22年5月

お客様各位

### 普通預金等通帳における未記帳明細の取扱い変更について

平素より、小浜信用金庫をお引き立ていただき誠にありがとうございます。

今般、普通預金等の未記帳明細の取扱いにつきまして、下記のとおり変更させていただきます。

今後もお客様へのサービス向上のため尽力してまいりますので、なにとぞご理解のほどお願い申し上げます。

#### 記

##### 1. 変更の内容

従来のお取扱い	未記帳の明細が80件以上となった口座に対して、毎月事前に「通帳未記入取引明細のお知らせ」により、取りまとめる取引明細を送付させていただき、集約日までに記帳をされなかった口座について、未記帳明細の取りまとめを行っています。
変更後のお取扱い	未記帳の明細が100件以上となった口座について、翌日に未記帳明細の取りまとめを行い、10日毎に「通帳未記入取引明細のお知らせ」として取りまとめを行った明細を送付させていただきます。

##### 2. 取扱変更日

平成22年6月13日(日)から

##### 3. お客様にご留意いただきたい点

通帳への未記帳明細が100件以上となった翌日に、入金出金それぞれに取引件数および金額を合計した2つの明細にとりまとめいたします。

その後は通帳を記帳いただいても、取りまとめされた明細しか出力されません。取りまとめを行った後は取引明細の再記帳は出来かねますので、取引明細の記帳が必要なお客様は、定期的なお付け込みをお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら本支店窓口までお問い合わせください。

以上

